



2025/10/15 茨城県議会 保健福祉医療委員会で 質問しました！

救急搬送時の選定療養費 学校や保育所は除外を！

選定療養費とは、大病院に患者が集中するのを防ぐため、病床200以上の大病院に紹介状なしで受診した場合、医療費とは別に徴収される負担金で、2016年に国で義務化されている。救急の患者には徴収してはならないため、救急車で搬送された場合には選定療養費が徴収されていない。

ところが茨城県では昨年12月から、救急車を呼んで病院に搬送された際、緊急性が認められないと、一部の大病院で選定療養費が徴収されることになった。その目的は、「重篤な救急患者の受入れなど、大病院が本来の役割を果たし、本県の救急医療体制を維持するため」とのこと。

この運用が始まると、「学校や保育所から救急搬送されたが、病院で緊急性が認められず、保護者に選定療養費が請求された」という事案が起きた。学校や保育所の職員は命を預かる責任がある。救急要請をためらうことがないよう、選定療養費の対象から外すべきではないか。

水戸市では、市立の小中学校や保育所が救急搬送を要請して選定療養費が発生した場合、市がその費用を補助する制度を設けた。つくば市でも検討中とのこと。そこで、市町村によって格差が生じないように、学校、保育所、福祉施設を対象から外すことを委員会で要望したが、担当課から前向きな答弁は得られなかった。

急な病気やケガで救急車を呼ぶか迷ったら

大人救急電話相談 #7119

こども救急電話相談 #8000

に電話を。ここで救急車を呼ぶように言われ、その旨を伝えれば選定療養費はかからない。

県立こころの医療センター 思春期外来が予約1年待ち！

笠間市にある県立こころの医療センターでは、思春期外来の予約が取りづらく、やっと電話が通じても1年待ちの状態。改善を求める意見が委員会でも複数の議員から出ている。そこで、センターはオンライン予約を開始。医師が予約内容を確認して、内容によっては地域の医療機関や相談機関を紹介する、と報告があった。

一方で、地域の保健所では、精神科医師による相談事業を月2回程度実施しているが、つくば保健所では、相談が1回あたり2～3件と多くない。また、家族教室も開催されているが、参加者が少なく、あまり知られていない。こころの医療センターでは保健所との連携をこれまで特別には行ってこなかったとのこと。

これではもったいないので、もっと保健所の精神保健相談や家族教室の取り組みを広く知らせ、こころの医療センターと保健所の連携を強化しよう提案した。今後は保健所のみならず、地域の医療機関や市町村の相談窓口とも連携を強化していく、との答弁を得た。

つくば保健所 こころの相談

(松代ショッピングセンターとなり)

保健師相談(電話・面談): 随時

精神科医相談: 予約制
第2木曜、第3火曜13:30～

ひきこもり相談: 第2金曜
相談 13:30～14:30
家族教室14:45～16:15

電話: 029-860-6002(直通)

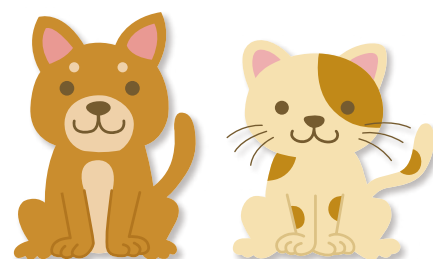
犬猫殺処分ゼロはボランティア 頼み、ペットの売買に規制を！

10月は動物愛護月間。茨城県は以前、動物指導センターでの犬猫殺処分数が全国最多で2015年には3000頭以上が殺処分されていた。そこで立ち上がったのが県内各地のボランティアの方々。殺処分されそうな犬猫を引き取り、シェルターで保護しながら里親を募集。また、劣悪な環境で多頭飼育崩壊している現場から救出し、避妊手術や各種予防接種を行い、病気の場合は治療を施すなど、献身的に保護活動に取り組んでいる。このようなボランティアに支えられ、何とか殺処分ゼロが保たれているのだ。

これらのボランティア団体から要望が上がっているのが、県の動物指導センターの収容環境の改善。この声を受け、犬猫を保護するだけでなく、譲渡、啓発、ふれあいに特化した動物愛護センターの開設が必要、と提案したが、前向きな答弁は得られなかった。

高値で売れる品種の母犬が何度も出産させられ、ぼろぼろになって保護される話も見聞きする。そもそも命ある動物をペットショップなどで売買する事自体に大きな問題があるのではないかと質問すると、民法上愛護動物は「物」扱いで、売買は規制できないが、動物愛護管理法で虐待は禁止されている、との答弁だった。

今後は民法改正も視野に入れ、取り組んでいきたい。





夏の暑さ、ますます厳しく… 茨城県の気候変動対策は？

今年の夏は、異常に暑く、長かった。茨城県では熱中症警戒アラートが40日間発令と過去最多。また最高気温は古河市で40.6度とこれまでの記録を更新。地球温暖化の影響で海水温が上昇し、この傾向は来年以降も続くと思われる。茨城県の温暖化対策はどうなっているのか、3月の予算委員会で質問した。

国の法律に基づき、都道府県は地球温暖化対策行動計画を策定している。茨城県では、産業分野から出る温室効果ガスが60%と、他の都道府県に比べて多いため、その対策に力を注いでいる。特に多くの温室効果ガスを出しているのが、臨海地域の石炭火力発電や鉄鋼業などだ。

そのため、脱炭素化を目指し水素やアンモニアのサプライチェーン構築に力を入れている。実用化の時期について質問したところ、2030年代の実用化を目指している、とのこと。

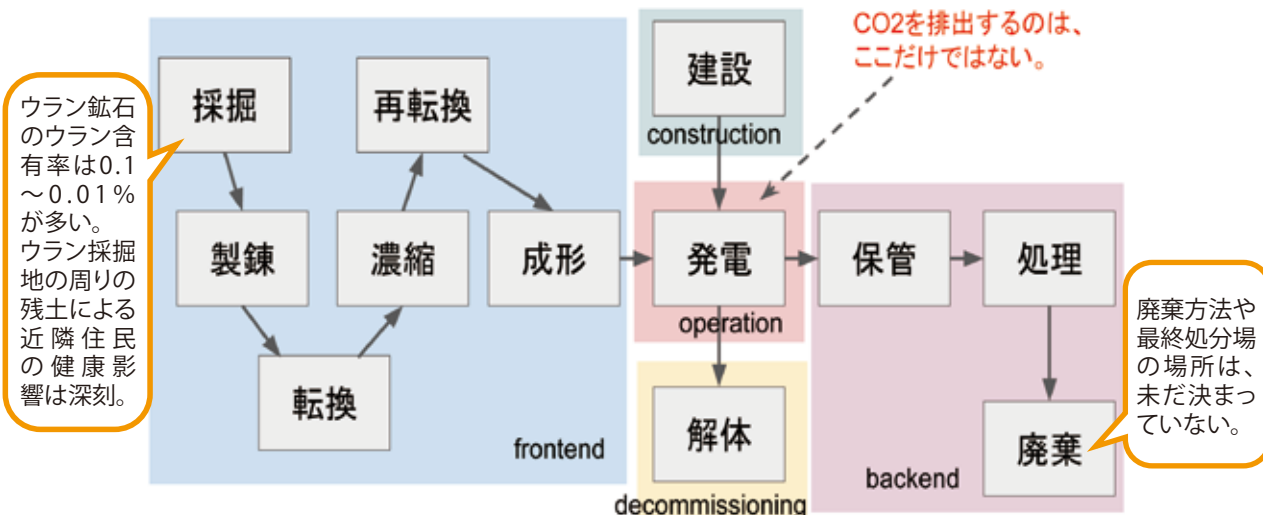
気候変動は待ったなしの状況で、新しい技術に注力するだけでなく、今ある省エネや再エネの推進にも、もっと力を入れるべきだ。メガソーラーは問題が多いため、屋根に設置する太陽光発電への補助制度を提案したが、前向きな答弁は得られなかった。県有施設には太陽光発電が多く設置されているが県民には分かりにくい。リストを公表し、県の取り組みを見える化して、さらに推進することを提案した。

一方、温暖化対策として原発が効果があると宣伝されているが本当にそうなのか？これに関して世界の研究データをわかりやすく整理している、八王子市民放射能測定室ハカルワカル広場の方々につくばに来てもらい、話を聞いた。

原発は発電時には温室効果ガスを出さないが、燃料の採掘、精錬、使用済み燃料の保管、最終処分とライフサイクルコストを考えると温室効果ガスを出さないとは言い切れない。他にも、各段階で放射線被ばくが生じるなど、環境や人権に関する問題が多いことを改めて実感した。



茨城県霞ヶ浦流域下水道事務所
利根浄化センターの太陽光発電設備



ハカルワカル広場 「原発は温暖化防止には役立たない」資料に加筆

原子力災害時の避難計画に係る検証委員会、いまだ非公開…

全国の原発の中で周辺人口が約92万人と最も多い東海第二原発。実効性ある避難計画の策定が再稼働の条件であることは知事も認めている。

避難先確保や避難者の輸送手段の確保など、課題だらけで実効性のある避難計画は不可能と思えるが、県は避難計画の実効性を検証する委員会を昨年10月に開始した。

この検証委員会が非公開であることについて、3月の一般質問で知事に追求したところ、「まだ前段階の議論で公開に堪えるような議論が出来ていない。もう少し議論の方向性が見えてから、公開できるような議論をしていきたい」との答弁だった。

しかし、すでに4回開催されているが、いまだ非公開。会議の様子が分かるのは県HPに公表している会議の資料と開催結果だけだ。

会議の資料はこちら→



今年8月4日に開催された第4回会議では、検証の3つの前提条件と、5つの検証項目が確認された。(下の表参照)

また、「住民への情報伝達」について検証を開始。原子力災害の各段階で、事業者、国、県、市町村、住民の間でどんな情報がどのように発信されるかを図で説明。委員からは、県と市町村の役割分担など、明確化を求める意見が出た。

検証の前提条件として避難・一時移転の規模が最大17万人となっているが、30km圏内の人口は92万人。17万人分で本当に足りるのか？

検証委員会が形だけのものとなり、適当にガス抜きされて、問題がうやむやにされ、検証が終ったことにされては困る。そういうことをチェックできるのが市民の傍聴だ。公開するよう引き続き求めていく。

検証に当たっての前提条件	検証項目
①県が主体となって講じる必要のある対策を検証対象とする ②PAZ(原発から5km圏内)の65,000人と県が試算したUPZ(原発から5～30km圏内)の一時移転対象人数最大105,000人を避難・一時移転させるにあたって、県の方針・対策案が妥当か否かを検証する ③事故の発生時期・時間帯等の前提条件や、電気・通信の途絶などの不測の事態についても考慮する	・住民への情報伝達 ・防災業務にあたる要員、防災資機材の確保方策 ・住民の屋内退避への支援策 ・避難者の移動手段の確保方策 ・避難時間短縮のための方策 ※必要に応じて項目の追加も検討